

# 狭あい道路対策事業の方向性及び新たな取組について意見の募集を行います<パブリックコメント>

狭あい道路の拡幅整備をより一層、効果的かつ着実に推進するため、新たな取組を開始します。

このたび、新たな取組の実施にあたって、その取組の方向性や内容について、市民の皆様からのご意見を募集します。

## ○ 意見募集期間

令和8年5月1日(金)～令和8年6月5日(金)

※郵送の場合は、令和8年6月5日(金)消印有効です。

※持参の場合は、令和8年6月5日(金)午後5時15分までとなります。

## ○ 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階)、まちづくり局指導部建築審査課



↑ホームページはこちら

## ○ 意見書の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいはインターネット入力フォームのいずれかで提出

※意見の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話・FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。また、電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

【提出先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市まちづくり局指導部建築審査課(市役所本庁舎18階)  
FAX番号:044-200-3089

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

## ○ 問合せ先

川崎市まちづくり局指導部建築審査課

電話:044-200-3020 FAX:044-200-3089

# 狭あい道路対策事業の方向性及び新たな取組について意見の募集を行います<パブリックコメント>

意見募集期間 令和8年(2026年)5月1日(金)から令和8年6月5日(金)まで

## 狭あい道路の拡幅を進める新たな取組をモデル地域で始めます

本市では、幅員4m未満の「狭あい道路」※の拡幅整備を促進するため、「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」を定め、後退位置、後退部分の舗装や寄附等について、建築主や土地所有者の方々と協議を行い、ご理解とご協力をいただき拡幅整備を進めています。

このたび、狭あい道路対策事業のより効果的かつ着実な推進に向け、モデル地域を設定して新たな取組を開始するため、狭あい道路対策事業の方向性及び新たな取組について次のとおり市民の皆様からご意見を募集します。

※狭あい道路 公道・私道を問わず、建築基準法第42条第2項に規定された幅員4m未満の道路

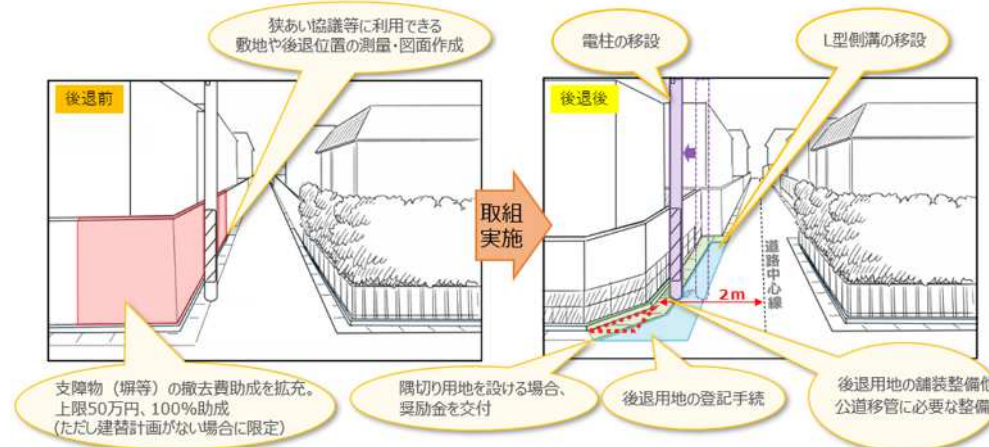
詳しくはこちらから



## モデル地域で始まる新たな取組とは？

狭あい道路を通行しやすくするため、皆さまがお持ちの後退用地(道路の中心から2mの範囲の土地)について、寄附に関する支援の充実、段差解消などの改善にも取り組みます。

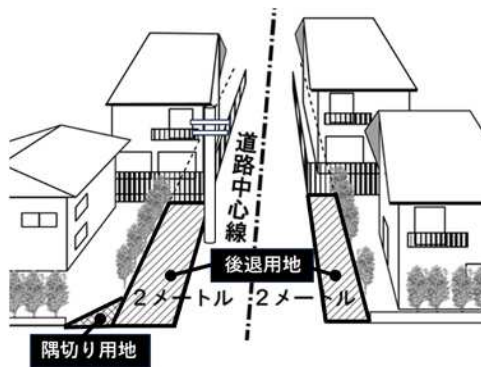
狭あい道路の後退用地を寄附していただける場合、モデル地域では本市が次の取組をまとめて実施します。



⇒ 裏面に続きます

## 1 狭あい道路とは？

- 狭あい道路は、公道・私道を問わず、**建築基準法**（以下「法」という。）**第42条第2項**に規定された**幅員4m未満の道路**です。
- 敷地の防災、安全、交通、衛生等に支障が生じないように一定の空間を確保するため、狭あい道路沿いで**建て替え等を行う際、道路の中心から2mまで後退**する必要があります。
- 後退用地に建物や門・塀を設置**することは、法で規制されています。
- 一方で、後退用地に**支障物（生け垣、自動車、自動販売機など）を設置**することや**後退用地の仕上げや形状**などについては、法で規制されていません。
- 後退用地の**維持管理は土地所有者が行う必要があります**。（寄附していただければ市が管理します。）



## 2 狭あい道路の拡幅整備の必要性

- 狭あい道路及び周辺敷地において、**防災上・生活衛生上の様々な支障**があり、特に災害時には道路閉塞により、避難や救出活動に影響を及ぼすおそれがあります。
- 狭あい道路の拡幅整備については、市民の皆様が所有する敷地の一部を道路状にする必要があるため、建築物の建て替えの際に、建築主等の理解と協力の下で進めており、また、市内の狭あい道路は**約400km**あり、拡幅には**時間がかかりますが、次の観点から迅速に拡幅整備を進める必要があります**。

### ① 大規模地震の切迫性を踏まえた整備の必要性

- 震災時の道路閉塞の防止・避難、救出活動の円滑化による震災被害の最小化

### ② 高齢化の進行を踏まえた整備の必要性

- 福祉車両等の利用増加に伴う、車両通行等の円滑化
- 高齢者の避難への配慮として災害時に備えた**広く安全な避難経路の確保**

### ③ 生活利便性・経済活動への影響を踏まえた整備の必要性

- 宅配便やタクシーなどの通行の円滑化による生活利便性や地域経済活動の向上

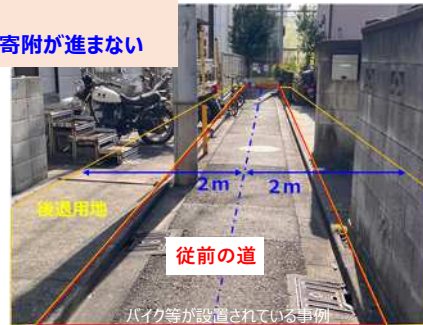
## 3 市内の狭あい道路の課題

- 建て替えにより建築物の後退は進んでいますが、課題が生じています。

- 課題① **後退用地への支障物（自動販売機・自動車など）の設置**
- 課題② **段差や電柱などによる通行の妨げ**
- 課題③ **寄附手続きの手間や測量費等が負担となり寄附が進まない**



自動販売機が設置されている事例



バイク等が設置されている事例



道路内に段差や道路標識がある事例



電柱が緊急車両の通行に支障が生じていた事例

## 4 モデル地域における新たな取組の先行実施

- モデル地域については、災害時に道路が閉塞するリスク、狭あい道路に面する敷地での建て替え件数の多さ、土地利用状況等の地域特性を考慮し、**小田周辺地区・幸町周辺地区・二子周辺地区をモデル地域に選定**します。（詳細な範囲は、本パンフレットの表面のQRコードから市ホームページにアクセスし、掲載されている資料をご確認いただけます。）



- 後退用地の公道化の促進や道路の段差解消等**に向けて**モデル地域で新たな取組を実施**し、取組の有効性やニーズの有無などを検証します。（後退用地を寄附する場合に市が実施する支援メニューは次の表のとおりです。）

モデル地域外（これまでの取組を継続）	モデル地域（新たな取組を試行）
<ul style="list-style-type: none"> <li>後退用地の舗装整備</li> <li>登記手続（測量・図面作成を含む）（建設緑政局が実施）</li> <li>支障物撤去費用の助成（上限30万円（50%助成））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭あい協議や確認申請等で利用できる敷地や後退位置の測量・図面作成</li> <li>電柱移設</li> <li>L型側溝の移設</li> <li>後退用地の舗装整備</li> <li>後退用地の寄附に必要な整備（緑石等による後退位置の明示、市杭復旧等）</li> <li>登記手続（測量・図面作成を含む）</li> <li>現地調査を行い、助成金等の見込額を提示</li> <li>隅切り用地を設ける場合、奨励金を交付</li> <li>支障物撤去費用の助成（建替計画がない場合に限定。上限50万円（100%助成））</li> </ul>

## 5 狭あい道路対策の今後の取組

### 重点地域の選定

モデル地域での検証後、その結果を踏まえ、閉塞リスクが高く、かつ、拡幅整備効果が大きいと見込まれる地域を「**重点地域**」として選定し、**新たな取組を実施**することで、狭あい道路の拡幅整備を効率的かつ着実に推進します。

### 優先整備路線の選定

**重点地域の中でも**、広い道路への接続状況や沿道建物の後退状況などから、特に優先的に整備する必要性が高い路線を「**優先整備路線**」として選定します。

## 6 今後の予定

- 新たな取組をモデル地域で実施し、取組内容の検証等を進め、令和12年度に、重点地域での本格実施を目指します。

